

種の保存法に基づく 国内希少野生動植物種の指定について

令和7年2月
環境省自然環境局野生生物課

本日の内容

- **種の保存法の概要**
- 特定第二種国内希少野生動植物種制度の概要
- 特定第一種国内希少野生動植物種の動物への適用
- 許可手続きについて

種の保存法とは

国内外の絶滅のおそれのある野生生物の種を保存するため、平成5年4月に「**絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）**」が施行。種の保存法では、国内に生息・生育する、又は、外国産の希少な野生生物を保全するために必要な措置を定めている。

法目的

絶滅のおそれのある野生動植物の**種の保存を図ることにより、生物の多様性を確保すると共に、良好な自然環境を保全し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する（法第1条）**

国内に生息・生育する希少野生生物の保全

国内に生息・生育する希少野生生物については、レッドリストに掲載されている絶滅のおそれのある種（絶滅危惧I類、II類）のうち、人為の影響により生息・生育状況に支障をきしているものの中から、国内希少野生動植物種を指定し、個体の取り扱い規制、生息地の保護、保護増殖事業の実施など保全のために必要な措置を講じる。

個体の取り扱い規制

国内希少野生動植物種については、販売・頒布目的の陳列・広告、譲渡し、捕獲・採取、殺傷・損傷、輸出入等が原則として禁止されている。

生息地の保護

生息・生育環境の保全を図る必要があると認める場合は、「生息地等保護区」を指定する。

保護増殖事業

個体の繁殖の促進、生息地等の整備等の事業の推進をする必要があると認める場合は、「保護増殖事業計画」を策定して、保護増殖のための取組を行っている。

外国産の希少野生生物の保全

外国産の希少野生生物については、ワシントン条約（附属書I掲載種）、二国間渡り鳥等保護条約・協定（通報種）に基づいて、国際希少野生動植物種を指定する。国際希少野生動植物種に指定されている種については、販売・頒布目的の陳列・広告と、譲渡し等が原則として禁止されている。

種の保存法の施策体系（令和7年2月現在）

（平成4年6月制定・平成5年4月施行）

（我が国に生息する希少種の保護）

- レッドリストの作成
 - レッドデータブックの作成
- 絶滅危惧種3,772種**

（外国産の希少種の保護）

ワシントン条約附属書Ⅰ掲載種

二国間渡り鳥等保護条約（協定）通報種

希少野生動植物種（第4条第2項）

国内希少野生動植物種（第4条第3項）458種

国際希少野生動植物種（第4条第4項）

個体等の取扱規制

捕獲等の禁止
（第9条）
※2

譲渡し等の禁止
（第12条第1項）
※1,2

販売目的の陳列
広告の禁止
（第17条）

輸出入の禁止
（第15条第1項）
※1

※1 特定第一種国内種は適用除外（第12条第1項第2号等）。特定国内種事業として行う場合には届出が必要（第30条）

※2 特定第二種国内種は販売・頒布等の目的での捕獲等・譲渡し等のみ規制（第9条第2号等）

生息地等保護区の指定（第36条第1項）

10地区指定（1,489ha）

環境省が指定・管理

保護増殖事業計画（第45条第1項）

76種（亜種を含む。）

環境省（＋各省）が策定（告示）
環境省の保護増殖事業

生息地保護

保護増殖

動植物園

認定希少種保全動植物園等の認定（第48条の4第1項）

15園認定

認定園が行う希少野生動植物種の譲渡し等については許可手続き不要。

譲渡し等の禁止
（第12条第1項）

販売目的の陳列
広告の禁止
（第17条）

輸出入時の承認
の義務付け
（第15条第2項）

下記の場合例外的に譲渡し等が可能

法第20条に基づく、環境大臣（又は個体等登録機関）の「登録」を受けた場合
（第12条第1項第6号）

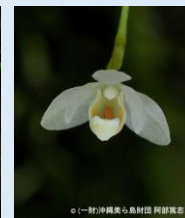
象牙等で全形を保持しないものを譲渡しする場合
（第12条第1項第4号等）
※特定国際種事業（べっ甲）として行う場合には届出が必要（第33条の2）
※特別国際種事業（象牙）として行う場合には登録が必要（第33条の6）

令和6年度の国内希少野生動植物種等の指定について

- ヨナグニキノボリトカゲ等の10種について、個体数、分布その他の必要な生息・生育情報が得られ、その保存を図る必要があることが明らかとなったことから、新たに国内希少野生動植物種として追加した。
- 令和6年9月に発表された論文において新種として記載されたレイホクナガレホトケドジョウを緊急指定種に指定した。

令和7月2月指定（10種）

分類群	種名		指定年
	和名	指定区分	
爬虫類	ヨナグニキノボリトカゲ	特定第二種国内希少野生動植物種	令和7年2月
魚類	ゼニタナゴ	特定第一種国内希少野生動植物種	令和7年2月
魚類	シナイモソゴ	特定第二種国内希少野生動植物種	令和7年2月
昆虫類	ヤンバルオオイモジシマゲンゴロウ	国内希少野生動植物種	令和7年2月
昆虫類	チョウセンゲンバイトンボ	国内希少野生動植物種	令和7年2月
二枚貝	カタハガイ	特定第二種国内希少野生動植物種	令和7年2月
植物	ホザキヒメラン	特定第一種国内希少野生動植物種	令和7年2月
植物	イリオモテカヤラン	国内希少野生動植物種	令和7年2月
植物	シコクイチゲ	国内希少野生動植物種	令和7年2月
植物	ホウライムラサキ	特定第一種国内希少野生動植物種	令和7年2月



令和7月1月指定（1種）

分類群	種名		指定年
	和名	指定区分	
魚類	レイホクナガレホトケドジョウ	緊急指定種	令和7年1月

本日の内容

- 種の保存法の概要
- 特定第二種国内希少野生動植物種制度の概要
- 特定第一種国内希少野生動植物種の動物への適用
- 手続きについて

種の保存法の沿革



- 我が国の絶滅危惧種の保全制度は、二国間渡り鳥条約やワシントン条約に対応するための譲渡規制に重点を置いたものから、国内の絶滅危惧種の保全も含めた体系的な制度に見直し。
- 国内の絶滅危惧種の保全に関しては、**平成25年及び平成29年度に法改正を実施した。**

昭和47年 特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律の制定

- ・ 特殊鳥類の譲渡及び輸出入の禁止

昭和62年 絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡規制等に関する法律の制定

- ・ 国際取引により絶滅のおそれのある種について、譲渡等及び陳列を禁止
- ・ 商業目的で繁殖された個体の登録

平成4年 種の保存法の制定

- ・ 国内及び国外の絶滅危惧種種の保存を図る体系的な制度を整備。

※特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律及び絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡規制等に関する法律は廃止。

平成6年 種の保存法の改正

- ・ 器官及び加工品の規制を追加
- ・ 原材料器官等に係る事前登録制度
- ・ 特定国際種事業の創設
- ・ 適正に入手された原材料に係る製品である旨の認定の創設
- ・ 指定認定機関の創設

平成15年 種の保存法の改正

- ・ 指定認定機関を登録機関に改正
- ・ 登録機関の申請対象の拡大、要件の明確化

平成25年 種の保存法の改正

- ・ 罰則の引き上げ
- ・ 広告の禁止
- ・ 登録票の変更、書換交付等の新設

平成29年 種の保存法の改正

- ・ **特定第二種国内希少野生動植物種制度の創設**
- ・ 認定希少種保全動植物園等制度の創設
- ・ 国際希少野生動植物種の登録制度の強化
- ・ 特別国際種事業者の登録制度の創設 など

種の保存法 平成29年改正の概要

- 平成29年に種の保存法改正を実施し、**特定第二種国内希少野生動植物種制度の創設**、動植物園等を認定する制度の創設、国際希少野生動植物種の個体識別義務の追加、国内希少野生動植物種の提案募集制度の創設、科学委員会の法定化等を追加。

改正の必要性

○我が国では約3,700種が絶滅危惧種となっており、種の保存法の新規指定を推進することが必要。一方で、特に二次的自然に分布する種は、調査研究や環境教育等に伴う捕獲等（第9条）及び譲渡し等（第12条）を規制対象から除外する種指定の在り方が求められていた。



草原に生息する
ヒョウモンモドキ
→

←水田水路に生息する
ミヤコタナゴ



←水田に生息する
ナゴヤダルマガエル
※写真提供：自然環境研究センター

○希少野生動植物種の生息・生育状況等の悪化に伴い、生息域外保全の重要性が増大。国の力だけで実施していくことは限界があることから、動植物園等と協力し、また、動植物園等の活動を後押ししていくことが必要不可欠。

改正内容

- (1) **販売・頒布等の目的での捕獲等及び譲渡し等のみを規制する「特定第二種国内希少野生動植物種」制度を創設（第4条第6項等）する**
 - 二次的自然に分布する昆虫類、**✓ 業者の捕獲等の抑制による保全**
魚類、両生類等を想定 **✓ 保護増殖事業や生息地等保護区による保全**
- (2) 希少種の保護増殖という点で、一定の基準を満たす動植物園等を認定する制度を創設（第48条の4等）し、認定された動植物園等が行う希少野生動植物種の譲渡し等については、規制を適用しない（第48条の10）こととする。
- (3) 国際希少野生動植物種の個体の登録について、更新等の手続を創設（第20条の2）するとともに、実務上可能かつ必要な種について、個体識別措置を義務付ける（第20条第2項第4号等）。更に、象牙事業については届出制を登録制とする（第33条の6等）。
- (4) その他、生息地等保護区の指定を促進するための制度改変（第36条等）、土地所有者の所在の把握が難しい土地への立入り等の規定の新設（第48条の2等）、国内希少野生動植物種の提案募集制度の創設（第6条）、科学委員会の法定化（第4条第7項）等の改正を行う。

特定第二種国内希少野生動植物種について

現状（当時）と課題

- レッドリストでは、約3,700種が絶滅危惧種と評価されているが、種の保存法の 国内希少野生動植物種は208種※1に留まっていた。

※1当時の指定数。平成25年改正時の附帯決議において、2020年までに300種の新規指定を目指すこととされた。

- 多くの絶滅危惧種が二次的自然（里地里山等）に依存※2しているが、人口減少等に伴い、自然に対する働きかけが縮小。そのため、積極的に保全対象とし、人の働きかけを維持するための支援等が必要。

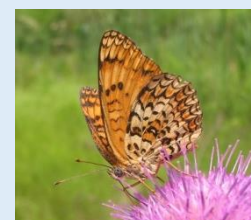
※2昆虫類、淡水魚類、両生類の約7割が二次的自然に生息と推定。

- また、二次的自然に分布する一部の種については、高額取引等を背景として業者等による大量捕獲の危機にさらされている。
- しかし、指定に伴う規制が調査研究や環境教育等に支障を及ぼすため、現行の規制対象種とすることには問題がある場合もある。
- 産卵数が多いなど増殖率が高く、環境が改善すれば速やかな回復が見込まれる種※については、捕獲等（第9条）及び譲渡し等（第12条）の規制が重要ではない場合がある。

※昆虫類、淡水魚類、両生類等を想定。



ため池



昆虫類

改正内容

<現行の国内希少野生動植物種>

- 学術研究、繁殖、教育等の目的で許可を受けた場合を除き、捕獲等及び譲渡し等は原則として禁止（第9条）。

捕獲・採取・損傷

販売・交換

<特定第二種国内希少野生動植物種>

（新設・第4条第6項）

- 販売・頒布の目的での捕獲等のみを禁止（第9条第2号）。

販売・頒布
業者の捕獲等

調査研究・環境教育等
捕獲や交換

特定第二種国内希少野生動植物種一覧



環境省

- 令和元年度にタガメ、カワバタモロコ、トウキョウサンショウウオを先行して指定。
- その後、令和3年度から本格指定を開始。インターネット等での高額又は大量の販売が見られた小型サンショウウオ類や水生昆虫、二枚貝類などについて**合計40種を指定**（爬虫類1種、両生類25種、魚類2種、昆虫類8種、二枚貝類3種、甲殻類1種）。

分類群	種名		指定年	分類群	種名		指定年
	和名	学名			和名	学名	
爬虫類	ヨナグニキノボリトカゲ	<i>Diploderma polygonatum donan</i>	令和7年2月	両生類	トウキョウサンショウウオ ※3	<i>Hynobius tokyoensis</i>	令和2年2月
両生類	アブサンショウウオ	<i>Hynobius abuenis</i>	令和4年1月	両生類	ヒバサンショウウオ	<i>Hynobius utsunomiyaorum</i>	令和4年1月
両生類	アキサンショウウオ ※1	<i>Hynobius akiensis</i>	令和4年1月	両生類	ヤマトサンショウウオ	<i>Hynobius vandenburghi</i>	令和4年1月
両生類	ヤマグチサンショウウオ	<i>Hynobius bakan</i>	令和4年1月	両生類	シコクハコネサンショウウオ	<i>Onychodactylus kinneburii</i>	令和4年1月
両生類	オオダイガハラサンショウウオ	<i>Hynobius boulengeri</i>	令和4年1月	両生類	ホムラハコネサンショウウオ	<i>Onychodactylus pyrrhonotus</i>	令和5年1月
両生類	オオイタサンショウウオ	<i>Hynobius dunni</i>	令和4年1月	両生類	キタサンショウウオ	<i>Salamandrella keyserlingii</i>	令和4年1月
両生類	ヒガシヒダサンショウウオ	<i>Hynobius fossigenus</i>	令和4年1月	魚類	カワバタモロコ	<i>Hemigrammocypris neglectus</i>	令和2年2月
両生類	マホロバサンショウウオ	<i>Hynobius guttatus</i>	令和4年1月	魚類	シナイモソコ	<i>Pseudorasbora pumila</i>	令和7年2月
両生類	ベッコウサンショウウオ	<i>Hynobius ikioi</i>	令和4年1月	昆虫類	ゲンゴロウ	<i>Cybister chinensis</i>	令和5年1月
両生類	イワミサンショウウオ	<i>Hynobius iwami</i>	令和4年1月	昆虫類	ヒメフチトリゲンゴロウ	<i>Cybister rugosus</i>	令和5年1月
両生類	イヨシマサンショウウオ	<i>Hynobius kuishiensis</i>	令和4年1月	昆虫類	エゾゲンゴロウモドキ	<i>Dytiscus marginalis czerskii</i>	令和5年1月
両生類	イズモサンショウウオ	<i>Hynobius kunibiki</i>	令和4年1月	昆虫類	マルガタゲンゴロウ	<i>Graphoderus adamsii</i>	令和5年1月
両生類	ブチサンショウウオ	<i>Hynobius naevius</i>	令和4年1月	昆虫類	オオイチモンジシマゲンゴロウ	<i>Hydaticus pacificus conspersus</i>	令和5年1月
両生類	カスミサンショウウオ ※2	<i>Hynobius nebulosus</i>	令和4年1月	昆虫類	オキナフスジゲンゴロウ	<i>Prodaticus vittatus</i>	令和5年1月
両生類	オキサンショウウオ	<i>Hynobius okiensis</i>	令和4年1月	昆虫類	タガメ	<i>Kirkaldyia deyrolli</i>	令和2年2月
両生類	チクシブチサンショウウオ	<i>Hynobius oyamai</i>	令和4年1月	昆虫類	コバムシ	<i>Ilyocoris cimicoides exclamatoris</i>	令和5年1月
両生類	チュウゴクブチサンショウウオ	<i>Hynobius sematonotos</i>	令和4年1月	貝類	カワシシユガイ	<i>Margaritifera laevis</i>	令和4年1月
両生類	サンインサンショウウオ	<i>Hynobius setoi</i>	令和4年1月	貝類	コガタカワシシユガイ	<i>Margaritifera togakushiensis</i>	令和4年1月
両生類	セトウチサンショウウオ	<i>Hynobius setouchi</i>	令和4年1月	貝類	カタハガイ	<i>Obovalis omiensis</i>	令和7年2月
両生類	コガタブチサンショウウオ	<i>Hynobius stejnegeri</i>	令和4年1月	甲殻類	コホンザリガニ	<i>Cambaroides japonicus</i>	令和5年1月

※1 指定後に新種として報告された*Hynobius geiyoensis*（ゲイヨサンショウウオ）、*Hynobius sumidai*（ヒロシマサンショウウオ）を含む。

※2 指定後に新種として報告された*Hynobius tagoi*（タゴサンショウウオ）を含む。

※3 指定後に新種として報告された*Hynobius sengokui*（イワキサンショウウオ）を含む。

特定第二種国内希少野生動植物種の指定等

- 特定第二種国内希少野生動植物種については、令和5年度には保全活動の事例紹介や情報交換、ネットワークづくりを目的とした活動団体等による情報交換会を開催。
- タガメ、カワバタモロコ、止水性サンショウウオ類、カワシンジュガイ類について、これから保全活動に取り組もうとしている主体などを対象に、保全の方法や留意事項をとりまとめた「保全の手引き」や「保全事例集」を作成。

特定第二種指定により見込まれる効果や種の例

（令和3年度希少野生動植物種専門家科学委員会資料より）

■ 指定により期待される効果

捕獲・飼育などを伴う保全活動や環境教育等の活動を妨げずに、販売等を目的とした大量捕獲等のみを規制しながら保全を促進することができる。

（例）先行的に指定された3種の効果（ヒアリング等による）

- ・ 指定後の大量捕獲等は確認されていない
- ・ 保全の現場において違法捕獲を発見した場合の抑止力になりうる
- ・ 指定種であることにより保全の理解を得やすくなった
- ・ 生物多様性保全推進交付金の交付を受けたことにより、保全活動や生息状況調査等を進展させることができた
- ・ 採集者対策のために情報を公開できなかったが、規制されたことで地域と連携した保全を考えられるようになった

■ 特定第二種への指定が効果的と考えられる種の例

- ・ 地域での保全活動によって生息地保全が見込まれる種
- ・ 流通目的の捕獲等が減少要因の一つと考えられ、流通目的の捕獲等を規制することで種の保全が見込める種
- ・ 国内希少野生動植物種の規制内容では厳しすぎる種（種の存続に管理行為が必要な種等）

■ 課題

- ・ 普及啓発、保全活動の継続に向けた支援や仕組みづくり
- ・ 保全の手引き、保全事例集の作成や保全関係者の間での情報共有



特定第二種国内希少野生動植物種の保全に係る情報交換会

- 令和5年2月に、**特定第二種国内希少野生動植物種の保全に関わる保全団体や研究者等の関係者を対象とした情報交換会をWeb会議にて開催した** (https://www.env.go.jp/page_00708.html)。
- 令和元年度に先行して特定第二種国内希少野生動植物種に指定したトウキョウサンショウウオ、カワバタモロコ、タガメの3種を中心として、先進的に取り組まれている保全活動の事例紹介のほか、保全活動に係る具体的な情報交換、有識者とのネットワークづくり、活動支援に関する情報提供等を行うことによって、特定第二種国内希少野生動植物種の保全を推進することを目的として実施した。

情報交換会発表資料（一部抜粋）



＜保全対策の発表＞

3種の保全実施者（発表者）11名による
取組発表と3名のアドバイザーによる
助言を頂いた。
発表後には、発表者、アドバイザー、
参加者による総合討論を実施した。

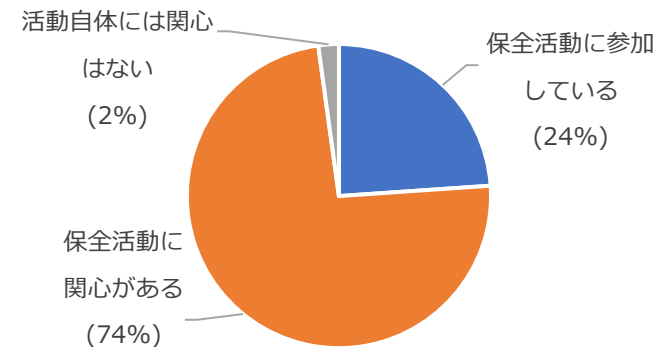
＜総合討論テーマ＞

- ① 持続的に活動するための工夫や課題
- ② 各主体の活動状況や成果の活用共有
- ③ 次の世代にどう伝えるか

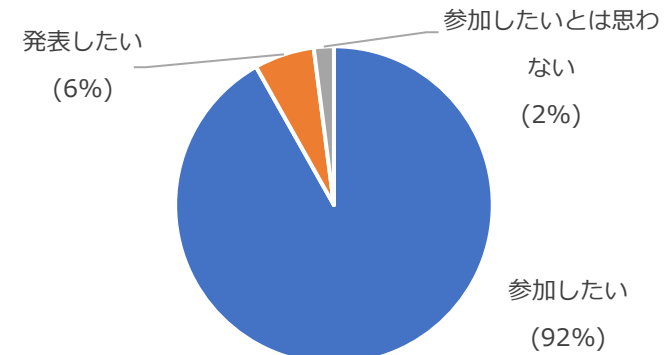


情報交換会参加者へのアンケート結果

Q. トウキョウサンショウウオ、カワバタモロコ、タガメの
保全について、御意見をお聞かせください。



Q. 今後このような情報交換会が開催される場合には、参加
したい又は発表したいと思いますか。



本日の内容

- 種の保存法の概要
- 特定第二種国内希少野生動植物種制度の概要
- 特定第一種国内希少野生動植物種の動物への適用
- 許可手続きについて

特定第一種国内希少野生動植物種とは

- 特定第一種は元々山野草等が想定されており、これまでの指定は植物のみ。
- 動物への適用については累代飼育による影響等を考慮し、個別の種の状況に応じた慎重な判断が必要。

＜国内希少野生動植物種＞

○学術研究、繁殖、教育等の目的で許可を受けた場合を除き、捕獲等及び譲渡し等は原則として禁止。

捕獲・採取・損傷

販売・交換

＜特定第一種国内希少野生動植物種＞

- 商業的に個体の繁殖をさせることができる等、一定の条件を満たすもの。
- 繁殖した個体の流通により個体の市場価格が下がり、野生の個体の捕獲・採取圧を弱める効果を期待

捕獲・採取・損傷

業ではない譲渡し

事業者届出をした
人工繁殖個体の
販売・公告



動物の特定第一種国内希少野生動植物種の指定について



- 特定第一種国内希少野生動植物種制度は、動物については累代飼育による悪影響等も考慮して指定の適否は慎重に判断する必要があることから、これまでの指定は植物のみとなっていた。
- 汽水・淡水魚類（以下、「淡水魚類」とする。）は、絶滅危惧種に対する指定率が他の脊椎動物と比較して著しく低い水準にある。その背景として、生息地の多くが農林水産業や防災に関する公益上重要な場所であることや、食用魚・観賞魚として養殖・販売されている種も多いことから、その指定に当たっては所有権その他財産権の尊重及び公益との調整に留意を要することが挙げられる。

表. 絶滅危惧種数に占める国内希少野生動植物種数の割合（指定率）（指定実績のある分類群のみ。）

分類群	指定率（%）	指定種数	環境省レッドリスト 2020 絶滅危惧種数
哺乳類	44.1	15	34
鳥類	45.9	45	98
爬虫類	29.7	11	37
両生類	85.1	40	47
淡水魚類	5.9	10	169
昆虫類	14.4	53	367
軟体動物（貝類）	7.9	50	629
その他無脊椎動物	9.2	6	65
甲殻類（海域）	3.3	1	30
維管束植物	11.5	205	1,790

※一部の新種等はレッドリスト未掲載のため本集計から除外している。

動物の特定第一種国内希少野生動植物種の指定について



- 今般、絶滅危惧淡水魚類の保全に向けた種の保存法の効果的な活用の観点から、淡水魚類への特定第一種国内希少野生動植物種の適用の是非について検討を行い、国内の淡水魚類の保全について知見を有する学識経験者・有識者の意見も踏まえ、以下のとおり選定方針を整理した。
- 今年度の特定第一種国内希少野生動植物種の候補種として選定したゼニタナゴ（コイ科）については、繁殖・流通の実態があることから（１）に該当し、繁殖（養殖）の際に必要な二枚貝類に絶滅危惧種を必要としないことから（２）に該当し、捕獲圧が地域的な減少要因の一つとなっていることからこれを規制する必要があるとともに、みだりに流通を規制した場合には生息地における違法捕獲を助長する可能性があることから（３）に該当すると判断。

- （１）国内希少種の要件を満たす種のうち、すでに一定の繁殖技術が確立されており、かつ、現にそれに基づく繁殖・流通の実態※¹があるために国内希少野生動植物種又は特定第二種国内希少野生動植物種に指定することが容易でない種を候補種とする。加えて、長期的な累代飼育の実績がある種※²であることが望ましい。
- （２）野外から捕獲・採取した絶滅危惧種であるその他の生物（二枚貝類等）を用いなければ商業的に繁殖させることができない種については、基本的には対象としない。
- （３）野外における生息状況（種の存続の困難性や減少要因等）や、繁殖・流通の実態等を踏まえ、生息域の広域において保全が急務であり、捕獲等を規制する必要性が認められる一方で、一定の流通を認め市場価値を低下させることが、密漁の抑止に効果的と考えられる種を候補種とする。

本日の内容

- 種の保存法の概要
- 特定第二種国内希少野生動植物種制度の概要
- 特定第一種国内希少野生動植物種の動物への適用
- 許可手続きについて

法第9条

国内希少野生動植物種及び緊急指定種の生きている個体は、捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下「捕獲等」という。）をしてはならない。

- ・ 「生きている」とは生命活動を維持していることを意味する。
- ・ 「個体」とは、自然の状態においてその種が通常備えている外形的、生理的構造を有する有機体の全体を指す。
- ・ 「捕獲」とは、生きている動物の個体を自己の支配下に置くこと。

法第12条

希少野生動植物種の個体等は、譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取り（以下「譲渡し等」という。）をしてはならない。

- ・ 「個体等」とは、個体、卵及び種子、器官、加工品を含む。
- ・ 「譲渡し又は譲受け」とは、希少野生動植物種の個体等の所有権の移転をいう。
- ・ 「引渡し又は引き受け」とは、占有の移転をいう。
- ・ 本条により、希少野生動植物種の個体等の正当な権原をもつ管理者のあらゆる変更は、許可なしにはできない。

- ・ 捕獲規制は生きている場合のみだが、譲渡し規制は死体なども対象。
- ・ 捕獲規制は「個体」の場合のみだが、譲渡し規制は個体以外も対象。
- ・ 捕獲とは自己の支配下に置くことであり、一時的な捕獲であっても捕獲規制に該当。
- ・ 譲渡しとは、所有権や占有の移転のことを指す。
- ・ その他、目的や対象種の指定区分によっても規制項目は変わる。



まずはこれらのポイントを整理の上、相談窓口へご相談ください。

各指定区分の規制概要

指定区分	指定基準等	捕獲等		譲渡し等		陳列・広告 (販売・頒布目的)	輸出	輸入	指定種の例
		販売・頒布目的	それ以外	販売・頒布目的	それ以外				
①国内希少野生動植物種	絶滅のおそれの高い種のうち、その存続に支障をきたす事情がある種	×	×※ ¹	×	×※ ¹	×	×※ ² ※ ³	○※ ² ※ ⁴	イリオモテヤマネコ、ミヤコタナゴ、ヤンバルテナゴコガネ等
②特定第一種国内希少野生動植物種	商業的な繁殖技術が確立されている種	×	×※ ¹ ※ ⁵	○※ ⁶	○※ ⁶	○※ ⁶	○	○	レブンアツモリソウ、ナンバンカモメラン、アマミデンダ等
③特定第二種国内希少野生動植物種	流通等を目的とした捕獲等を規制することにより、種の保存が期待される種	×	○	×	○	×	×※ ² ※ ³	○※ ²	トウキョウサンショウウオ、カワバタモロコ、タガメ、カワシンジュガイ等

許可申請相談先

規制行為	許可権者	相談窓口
捕獲等	各地方環境事務所長	各地方環境事務所野生生物課
譲渡し等	自然環境局長	自然環境局野生生物課

参考になる環境省HP

ページ名	URL
特定国内種事業の手続き	https://www.env.go.jp/page_01654.html
特定第二種制度の特徴 ～ 規制と保全活動 ～	https://www.env.go.jp/content/900491899.pdf

生物多様性保全推進交付金



環境省では、地域における生物多様性の保全・再生に資する活動等を支援する「生物多様性保全推進支援事業」を実施しています。

交付対象事業	交付対象事業者
[1]重要生物多様性保護地域等 保全再生 [2]広域連携生態系保全のための 活動計画策定等支援	地域生物多様性協議会（地方公共団体等と、その他の主体で構成）
[3]地域民間連携促進活動	地域連携保全活動支援センターの設置者又は管理者、同センターの設置を予定している地方公共団体
[4]国内希少野生動植物種生息 域外保全	動物園、植物園、水族館、昆虫館又はこれらに類する施設（野生動植物の生きている個体の販売若しくは貸出し又は飲食物の提供を主たる目的とするものを除く。）の設置者又は管理者
[5]国内希少野生動植物種生息 域内保全	地方公共団体、民間事業者（ただし、法人に限る。）、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人若しくは地方独立行政法人又は法人格を有しない団体であって自然環境局長が特に必要と認めるもの
[6]里山未来拠点形成支援	里山未来拠点協議会（地方公共団体等と、その他の主体で構成）

（参考）令和6年度の公募スケジュール

2月6日 公募情報公表・受付開始

3月8日 応募申請締切

4月中旬 採択事業決定・通知